別表２　資産基準

基準額の６月分。ただし、100 万円を超えない額

市町村	単身世帯	二人世帯	三人世帯
横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、逗子市、秦野市、厚木市、海老名市、座間市	552,000 円	834,000 円	1,000,000 円
伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市	540,000 円	792,000 円	954,000 円
中井町、山北町、愛川町、清川村	516,000 円	744,000 円	882,000 円